



おながわ復興ニュース

とimotoそう 笑顔あふれる 女川町



2012年8月1日

第9号



発行:女川町復興推進課

TEL 0225(54)3131

都市計画の変更と先行地区の土地区画整理事業についての縦覧を行います。

このたび町の復興事業を進めるにあたり、都市計画の変更と、区画整理事業の縦覧(公開)を行います。内容や縦覧期間等については以下のとおりです。

縦覧日時:8月3日(金)~8月17日(金)
縦覧時間:午前8時30分から午後5時まで
縦覧場所:女川町役場 仮設庁舎2階 復興推進課
 (期間中であれば土日縦覧ができますので、当直職員へ申し出ください。)

◆縦覧の内容◆

【都市計画の変更】

1. 都市計画道路の変更(宮城県および女川町決定)

土地区画整理事業の土地利用計画に整合した幹線道路網の形成を図るため、東日本大震災により被災した区域において、都市計画道路を変更する予定です。国道・県道は宮城県が、町道については町がそれぞれ決定します。

2. 都市計画公園の変更(女川町決定)

土地区画整理事業認可に向けて、都市計画公園の一部(多目的運動場、テニスコート、ゲートボール場)を除外する予定です。

3. 土地区画整理事業の廃止(女川町決定)

平成24年3月に都市計画決定された被災市街地土地区画整理事業区域内に、施行済みの土地区画整理事業区域が重複しているため、既存の土地区画整理事業区域を廃止します。

【土地区画整理事業】

1. 荒立被災市街地土地区画整理事業

説明会等でもお知らせしているとおり、先行地区(荒立西・東地区)の土地区画整理事業の事業認可(宮城県許可)を予定しています。認可時期は9月上旬を予定しており、認可後は工事発注の手続きを経て造成工事に着手します。

2. 陸上競技場跡地被災市街地土地区画整理事業

総合運動場の陸上競技場へ災害公営住宅を建設するため、土地区画整理事業の事業認可を予定しています。認可時期は9月上旬を予定しております。

都市計画の変更や土地区画整理事業計画の位置については裏面の図面をご覧ください。

●意見書の提出について

これらの案に意見のある方は、下記のとおり意見書の提出をすることができます。

【都市計画の変更】

意見書提出期間:8月3日(金)から8月17日(金)

意見書提出先:宮城県決定は宮城県知事あて、女川町決定は女川町長あて

【土地区画整理事業】

意見書提出期間:8月3日(金)から9月1日(土)

意見書提出先:宮城県知事あて



意見書には住所・氏名・連絡先を記入のうえ、できるだけ具体的に意見を記載して女川町役場復興推進課まで持参または郵送のいずれかの方法で提出してください。

宮城県知事あての意見書は宮城県庁へ直接提出するか、または女川町役場経由でのどちらでもかまいません。

不明な点は、役場復興推進課へお問い合わせください。

※提出(郵送)先:女川町復興推進課 〒986-2261 牡鹿郡女川町女川浜字大原316

💡 都市計画決定とは？

地域の土地利用や発展に大きな影響のある都市計画は説明会等により住民へお知らせしたあと、議会議員や学識経験者等の第三者で構成される都市計画審議会での審議を経て、都市計画が正式に決定することとなります。

なお、提出していただいた意見書についてはその要旨を審議会資料として都市計画審議会に提出します。

個別面談にご協力ください

町では個別面談の結果をもとに高台造成地の規模や災害公営住宅の建設戸数を計画する予定で、現在地区ごとに個別面談を実施しております。

遠方に在住の方や、仕事の都合などで実施できていない方におかれましては、お盆期間中も役場は通常どおり開庁しておりますので、女川町へ帰省される方などは個別面談にご協力いただきますようお願いいたします。

お盆期間中の個別面談

受付期間:8月13日(月)から8月15日(水)

受付時間:午前8時30分から午後5時まで

受付窓口:役場仮設庁舎2階

復興推進課(0225-54-3131)



都市計画変更、土地区画整理事業 位置図

都市公園の変更
(総合運動場)
多目的運動場、テニスコート、ゲートボール場

陸上競技場跡地被災市街地土地区画整理事業
(新規)

荒立被災市街地土地区画整理事業
(新規)

都市計画道路

